

居宅介護支援契約書

(契約の目的)

第1条 この契約書は、_____様（以下「利用者」と略します。）と社会福祉法人 みんなでいきる（以下「事業者」と略します。）との間に居宅介護支援サービスを実施するための取り決めを行うために作成します。

(サービスの内容)

第2条 事業者は、介護保険法及びそのほかの関係する法令並びにこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅において、その心身の状態や有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、この計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、居宅サービス事業者などとの連絡調整や、その他の便宜を提供し、その詳細は契約書別紙(重要事項説明書)のとおりです。

(契約期間)

第3条 この契約の契約期間は次のとおりとします。

契約の開始日 (令和____年____月____日)

契約の満了日 利用者の要介護（又は要支援）認定の有効期間の満了日
(令和____年____月____日)

2 契約満了日までに、利用者から契約を終わらせようとする申し出がない場合、契約は自動的に更新されます。

(利用者負担金)

第4条 この契約に関わる利用者負担金は、契約書別紙(重要事項説明書)のとおりです。

(利用者の解約権)

第5条 利用者は、7日間以上の予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約することができます。

2 サービスの提供にあたり事業者の著しい不信行為があった場合は、前項の規定にかかわらず予告期間を設けることなく、契約を解除することができます。

(事業者の解約権)

第6条 事業者は、次の場合に限り、契約を解約することができます。

- ① 利用者の著しい不信行為があるなどの理由により、契約を継続することが困難になった場合
 - ② 利用者が事業者の通常の実施区域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合
- 2 事業者は、契約を解約する場合にあっても、その理由を文書により利用者に示すこととします。

(契約の終了)

第7条 この契約は、次のいずれかに該当する場合、終了します。

- ① 利用者から第3条第2項に定める契約を終了させようとする意思表示があり、契約期間が満了した場合
- ② 第5条に定める利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間を満了した場合
- ③ 第6条に定める事業者からの解約の意思表示がなされた場合
- ④ 次のいずれかに該当することにより、居宅介護支援サービスを提供することができなくなった場合
 - イ 利用者が介護保険施設に入所したとき
 - ロ 利用者が認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護をうけることとなり、実際に入所したとき
 - ハ 利用者が小規模多機能型居宅介護事業者と利用契約を結んだとき
 - ニ 利用者が要介護認定又は要支援認定を受けることができなかったとき
 - ホ 利用者が死亡したとき

(損害賠償)

第8条 事業者は、居宅介護支援サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、その損害を賠償します。ただし、その損害について事業者の責任を問えない場合については、この限りではありません。

- 2 事業者は、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合は、直ちにその原因、対応等の概況を記載した文書を利用者又は利用者の家族に対し交付し、併せて状況を十分説明致します。

(苦情対応)

第9条 事業者は、事業者の提供した居宅介護支援サービス及び事業者が作成した居宅サービス計画に基づき提供された居宅サービスについての苦情を受けるための窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、利用者から苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。

2 利用者は、いついかなるときにおいても苦情の申し立てを行うことができ、また、苦情の申し立てを行うことにより、事業者及びサービス事業者から一切不利益な取扱いを受けることはありません。

3 事業者は、必要に応じて新潟県国民健康保険団体連合会へ苦情の概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

(サービスの提供の記録など)

第10条 事業者は、サービス提供の記録を整備し、その完結の日から5年間保存し利用者の求めに応じて閲覧に付し、あるいはその複写を交付します。

2 事業者は、第7条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得たうえで、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者などへ、サービスの提供の記録などの写しを交付するものとします。

(守秘義務)

第11条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に対する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても第三者には漏らしません。

2 あらかじめ、利用者から文書により同意を得た場合は、前項の規定に関わらず目的外の利用をしないことを条件に、他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者又は介護保険施設等に対し、情報提供できるものとします。

(契約外条項)

第12条 介護保険法及びそのほかの関係する法令並びにこの契約書に定めのない事項については、利用者と事業者の協議により定めることとします。

上記のとおり、居宅介護支援サービスの提供に関する契約を締結します。

上記契約を証明するために、本契約書を2部作成し、利用者及び事業者の双方が記名・押印のうえ、それぞれ1部ずつを保管します。

令和 年 月 日

(事業者) 所在地 新潟県上越市大貫2丁目16番23号
サンクスレルヒの森 南棟1階

事業者名 社会福祉法人 みんなでいきる
みんなでいきる 居宅介護支援事業所

代表者職・氏名 理事長 大島 誠 印

(利用者) ご住所 _____

お名前 _____ 印

(代理人) ご住所 _____

お名前 _____ 印

(立会人) ご住所 _____

お名前 _____ 印